

有料職業紹介事業 基本契約書

本書は職業安定法に基づく有料紹介事業に関する契約書として、(以下「甲」という)と、
株式会社 富山学園（以下「乙」という）との間に締結され、下記の事項を証するものである。

第1条 「乙」が「甲」より受け取る手数料として、紹介した求職者を「甲」が採用した場合、「乙」はその介添えの有無にかかわらず、「甲」から紹介手数料を申し受けることとする。

第2条 「乙」は「甲」に紹介した求職者の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与等含む）より、あらかじめ厚生労働省に届け出た手数料表（裏面による）の範囲内で紹介手数料を請求し、「甲」は、その紹介手数料全額を「乙」の指定した方法（銀行振込）にて支払わなければならない。なお、紹介手数料その他の取扱いについては、別途覚書によって定めるものとする。

第3条 「乙」の紹介した求職者が一身上の都合により、入社辞退或いは6ヶ月以内に退職した場合には、「乙」は「甲」に対して、領収済み紹介手数料の全額もしくは一部を、下記の期間及び割合に応じて、求職者退職日の翌月末日に返還しなければならない。

・入社を辞退した場合	紹介手数料の	100%	返還
・1ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	50%	返還
・2ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	25%	返還
・3ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	20%	返還
・4ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	15%	返還
・5ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	10%	返還
・6ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	5%	返還

但し、「甲」の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条 本契約書は2部作成し、2部とも署名（記名可）捺印されるものとし、「甲」と「乙」が1部ずつ保有する。
本契約書は契約締結日より1年間を有効期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙何れからでも契約終了の意思表示のない限り、本契約は更に1年間延長され、以降も同様とする。

第5条 本契約書に定められていない事項について問題が生じた場合は、「甲」と「乙」が互いに誠意をもって円満に解決するよう努めることとする。

令和 年 月 日

(甲)

(Z)